

税の申告

2月16日(木) ▶ 3月15日(水)

【会場】 町生涯学習センター・研修室

【お問い合わせ先】

【受付】 午前8時～11時／午後1時～4時

町税務課 ☎096-234-1112

※申告相談は午前8時40分から開始します

令和5年1月1日現在で甲佐町に住んでいる人は、令和4年1月1日～12月31日までの収入について申告が必要です。町では、上記の期間中、税の申告が必要な住民の皆さんを対象に申告相談を受け付けます。令和4年中のあなたの収入の種類別に記載した下記の簡易フローチャートを参考にして申告が必要か確認してみましょう。

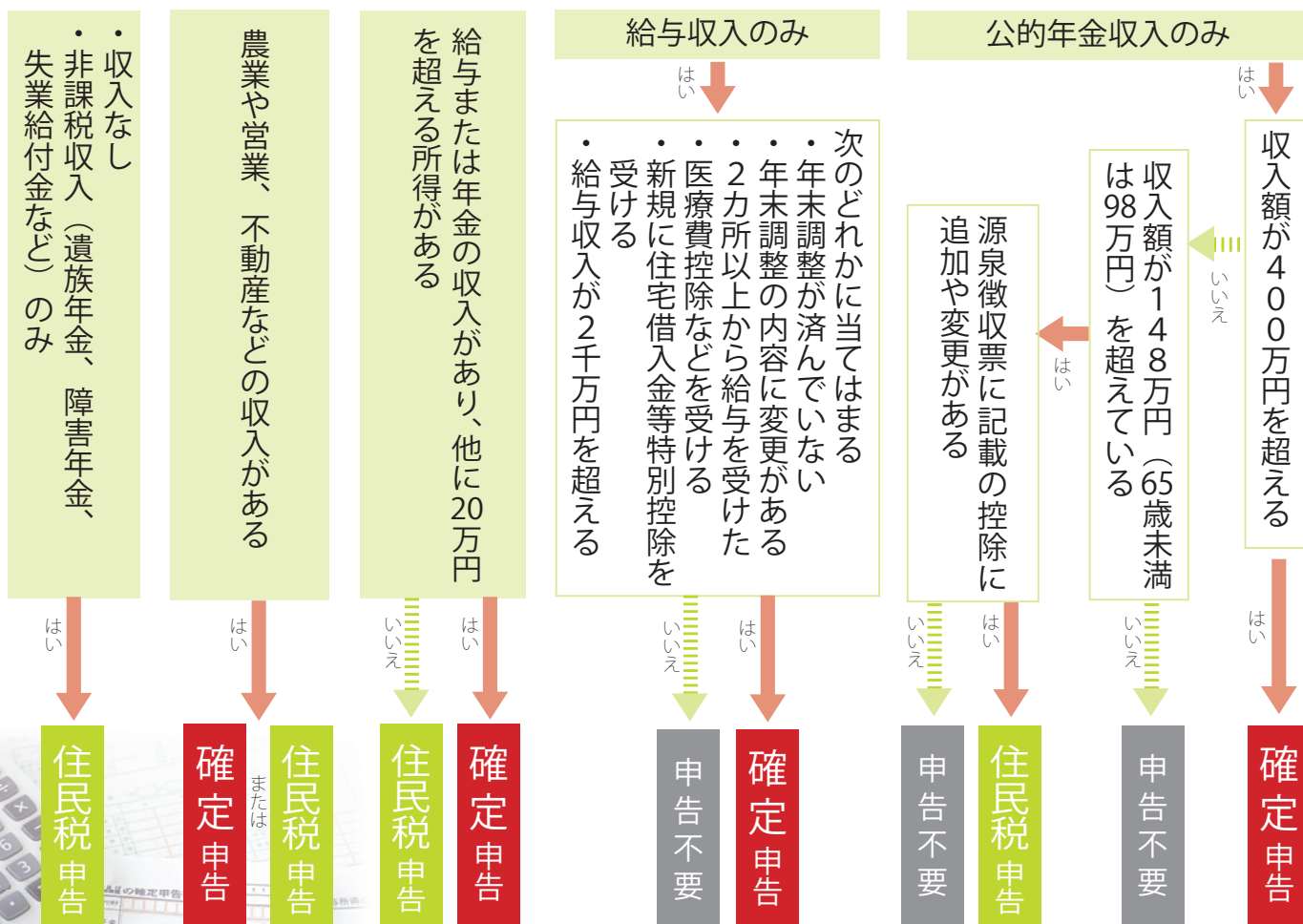
※所得税の還付を受ける人は確定申告が必要です。

※フローチャートに当てはまらない場合もあります。ご不明な点はお尋ねください。

※令和5年1月1日現在で甲佐町に住んでいなかった人は、当時お住まいだった市町村にお尋ねください。

重要 青色申告を希望する人や株式の譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を初めて受ける人（計算書の事前作成会に参加していない人）、確定申告書に税務署の収受印が必要な人は、町での申告相談はできません！

令和5年度（令和4年分）申告フローチャート



◎この表は、申告が必要かどうかを判断する目安です。

■申告に必要なもの

申告相談には、次のものを必ず持ってきてください。書類がなかったり、帳簿や収支の記載ができていない場合は、後日あらためて申告に来ていただかなければなりません。

対象	必要書類
全員	免許証や保険証など本人確認書類、マイナンバーが分かるもの
給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得 （営業・農業・不動産）	作成した収支内訳書 取りまとめた領収証、帳簿
一時所得、雑所得	収入・経費が分かる書類
社会保険料控除 生命保険料控除 寄付金控除など	それぞれの控除証明書など
医療費控除	作成した医療費控除の明細
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
住宅借入金等特別控除	事前作成会で作成した計算書 借入金の年末残高証明書
所得税の還付や 所得税の口座振替	本人名義の通帳や通帳印

※別世帯の人の申告を代理する場合は、委任状が必要

■熊本東税務署の確定申告会場

【会場】 熊本城ホール（熊本市中央区桜町3-40）

【期間】 2月16日（木）～3月15日（水）

※2月19日（日）および26日（日）のみ
休日受付を行います

【受付時間】 午前9時～午後4時

【公的年金受給者などの事前作成会】

公的年金受給者や住宅借入金等特別控除の
初回適用者を対象とした事前作成会（予約
制）を2月6日（月）～15日（水）に開催し
ます。会場・受付時間は上記のとおりです。

【お問い合わせ先】 熊本東税務署 ☎096-369-5566

■町の申告相談日程

町では、次の日程で申告相談を行います。

申告会場内の混雑緩和や新型コロナウイルス感染症対策のため、会場への入場人数を制限します。また、午前中の受付は50人程度とし、検温や手指消毒をお願いします。なお申告受付の際は、先着の25人程度を目安に割り当て行政区の人を優先して受け付けます。皆様のご協力をお願いします。

月 日			行政区名	税理士
2月	16	木	岩下一区・二区	○
	17	金	東寒野・横田	○
	20	月	仁田子	○
	21	火	上豊内・下豊内	○
	22	水	西寒野・有安	○
	24	金	緑町・大町	○
	27	月	宮内地区全域（広瀬～上揚）	○
	28	火	上早川一区～四区	○
3月	1	水	中横田・上早川五区	○
	2	木	下横田・浅井	○
	3	金	辺場・古閑・八丁・山出・芝原	○
	6	月	中早川・早川・北早川	○
	7	火	糸田・吉田	○
	8	水	南三箇・津志田	○
	9	木	麻生原・上田口・下田口	○
	10	金	田原・和田内・府領・北原	○
	13	月	船津・世持・中山	不在
	14	火	上記の日に来れない人	不在
	15	水	上記の日に来れない人	不在

※申告の内容によっては、熊本東税務署の確定申告会場をご案内する場合があります。ご了承ください。

※詳しくは、別途、全戸配布した申告相談のチラシを十分に確認してください。

町民の各種行政・福祉サービスの申請や手続きでは所得状況を確認する場合が少なくありません。申告をされている人は、次のような各種サービスを受けることができない恐れがあります。収入がない人も必ず申告をお願いします。

- ・所得証明が発行できない
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保健の給付・税（料）の軽減判定が正しくできない
- ・保育料が正しく算定できない
- ・町営住宅の家賃が正しく算定できない

■収入がなかった人も税の申告が必要ですよ

スマートフォンのマイナンバーカードがあれば、自宅からでも申告することが可能です。感染予防のためにも、ぜひスマホ申告をご利用ください。



▲スマホ申告の詳細はこちらをチェック！

自宅からスマホ申告が可能



町税務課
木村 智香 係長